

欧洲の「代替投資ファンドマネージャー指令(AIFMD: the Alternative Investment Fund Managers Directive)」を受けて構築されたクロスボーダーで活動する代替投資ファンド業者に対する監督協力に関する覚書に署名している欧洲証券監督当局一覧

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、イギリス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーの証券監督当局

なお、本覚書の背景及び本覚書の内容については、以下のサイトをご覧下さい。

<http://www.meti.go.jp/press/2013/07/20130726001/20130726001.html>